

労山海外登山奨励制度について

全国連盟(海外委員会)

2007年2月8日

1. 制度の目的

この制度は、労山の海外登山の全国的な発展を図る目的で設置する。

2. 奨励の内容

申請のあった1隊あたりに20万円を上限として、選考の上奨励金を支給する。奨励対象となる隊の数に制限はないが、奨励金は年度予算の範囲内で配分する。

3. 制度の対象となる隊

対象となる隊は、労山隊であること(リーダーが労山会員)、または、隊員の半数以上が労山会員である合同の遠征隊とする。労山会員単独の隊も対象とする。

4. 対象となる登山や遠征内容

高さや山域だけでなく、低くても困難度の高い登山や登攀、もしくは未知の山域への踏査など、記録的な価値があり、制度の目的に合致した海外登山を対象とする。また、地方の労山の海外登山の発展に意義深い海外登山も対象とする。

これらに合わせて、登山の安全性や自然環境の保全などに十分な配慮がなされた海外登山であることが必要。

5. 制度への応募方法

事前に、全国連盟へ海外登山計画書を添えて『海外登山奨励金申請書』を提出する。

また、申請後記載内容に変更があった場合、その旨を全国連盟に連絡し再提出する。

6. 奨励金給付の選考基準

本制度の趣旨に準じていることを選考基準とする。必ずしも目的(登頂、登攀)が達せられなくとも、登山活動の内容や挑戦的な意義が評価できるものであれば、奨励金給付の選考対象とする。ただし、さまざまな事情により準備・実施段階で遠征を中止したり、登山対象を変更した場合には、申請そのものが取り消される。

7. 奨励金給付の選考

毎年1月に、全国連盟(海外委員会)で候補を選考する。前年の1月から12月までの登山で、『海外登山奨励金申請書』を提出し申請した隊のうち登山終了した隊を選考対象とする。そして、全国連盟理事会で奨励金を給付する登山隊を決定。

8. 奨励金給付決定の発表と給付の時期

毎年、全国連盟定期総会(総会のない年は2月の定期全国評議会)で発表と表彰を行う。

以上。

海外登山奨励金申請書

申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

日本勤労者山岳連盟海外委員会 宛

申請者 氏名 _____
住所 〒 _____

Tel _____
E-mail _____

下記のとおり海外登山を実施しますので、奨励金の給付を受けたく、労山海外登山奨励制度に従い、関係書類を添えて申請します。

海外登山の概要

登山隊の名称			
山域・山名	国名	山名 (標高 m)	登山ルート
期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____ 日間)		
派遣母体	地方連盟	団体名	

申請理由

.....

添付書類 1. 海外登山計画書 (2部)

※ 下記は海外委員会で使用しますので、記入しないで下さい。

受理	選考	承認	通知	給付
審査結果				